

高知リハビリテーション専門職大学

令和7年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和8年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

高知リハビリテーション専門職大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

各基準の評価、大学が設定した独自基準、大学が挙げた特記事項は以下のとおりである。

各基準の評価

基準 1. 使命・目的	満たしている
基準 2. 内部質保証	満たしている
基準 3. 学生	満たしている
基準 4. 教育課程	満たしている
基準 5. 教員・職員	満たしている
基準 6. 経営・管理と財務	満たしている

独自基準

基準 A. 地域連携・地域貢献

特記事項

特になし

III 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	満たしている
-------------------------	--------

【理由】

大学は、建学の精神に基づき策定した使命・目的及び教育研究上の目的を、さまざまな方法を用い、タイミングを図って効果的に周知している。

三つのポリシーを大学全体と専攻ごとに策定しており、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものになっている。使命・目的等の実現に向けて、大学が定めた 5 年の中長期計画を行動指針とするとともに、次期計画に活用すべく現状の課題を抽出してい



る。

大学の使命・目的及び教育研究上の目的達成のための教育研究組織として、リハビリテーション学部リハビリテーション学科のもとに、三つの専攻を設けている。

社会情勢等の変化への対応については、関係する会議体での検討を踏まえ、運営会議や内部質保証委員会での審議といった体制を敷いている。

基準 2. 内部質保証

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 内部質保証の組織体制	満たしている
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	満たしている
2-3. 内部質保証の機能性	満たしている

【理由】

内部質保証の体制は、基本方針に基づき内部質保証委員会が中心となって活動し、最終的には運営会議が責任を担うこととしている。

自己点検・評価を行う年間スケジュールを毎年作成し、内部質保証委員会から各部局や各委員会に自己点検・評価実施の指示を出している。各部局等で取組んだ結果や IR 推進室で収集したデータを内部質保証委員会で検証・分析し、運営会議に意見を提出している。運営会議に提出された意見は、大学の中期計画や次年度の事業計画に反映されるとともに各部局等へ改善指示を出す体制をとっているものの、内部質保証システムが十分に機能しているとはいえないため、改善が必要である。

学生の意見・要望をくみ上げるためにアンケートなどを実施するのに加え、「学長と学生の意見交換会」を年に一度開催している。これらの機会を通じて得た要望は、学生委員会を中心に各部局につなげ、大学運営の改善・向上に活用している。

自己点検・評価に基づき作成した自己点検・評価報告書は、教授会にて報告し、学内で共有するとともに、大学ホームページにて公開している。また、令和 5(2023)年度には、学外関係者に内容確認を求め意見を収集している。

内部質保証の観点から、自己点検・評価、認証評価などの結果に加え、学生、学外関係者等の理解と支持が得られる内容を踏まえた大学の中期計画の策定につながる検討を心掛けている。

〈改善を要する点〉

○法令に基づく教授会規程の整備が一部行われていないこと、収容定員未充足が続いており、事業活動収支の赤字幅が拡大傾向にあることは、内部質保証システムが十分に機能しているとはいえないため、改善が必要である。

基準 3. 学生

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 学生の受入れ	満たしている
3-2. 学修支援	満たしている
3-3. キャリア支援	満たしている
3-4. 学生サービス	満たしている
3-5. 学修環境の整備	満たしている

【理由】

アドミッション・ポリシーを大学全体、各専攻で定め、大学ホームページ等に明記するとともに、オープンキャンパス等において周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を適切に実施している。

オープンキャンパスの充実など、さまざまな取組みを行っているが奏功しておらず、この2年間は収容定員充足率が0.7倍未満となっており対応が必要である。

教務委員会、アビリティ支援室などが教職協働で学修サポートや要配慮学生への支援等を行うとともに、「ペア学修」等を実施して学修支援を行っている。

職業直結のカリキュラム編成により、科目受講がキャリア教育となっている。キャリア支援はキャリアセンターが中心となり就職説明会等を実施している。

学生サービス・厚生補導のための組織として学生委員会を設置するとともに、看護師常駐の保健室、公認心理師対応のカウンセリング室を設けている。

教育研究上の目的を達成するための校地、校舎等を整備し、校舎、敷地内にスロープ、車椅子対応の多機能トイレを設置するなど、施設の安全性と利便性を図っている。また、図書館は十分な蔵書数を有し、文献検索サービスも整備して、教育研究に活用している。

〈改善を要する点〉

○リハビリテーション学部リハビリテーション学科の収容定員充足率が0.7倍未満となっていることから、速やかに入学者確保に向けた対策を実行し、収容定員を充足するよう改善を要する。

基準 4. 教育課程

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	満たしている
4-2. 教育課程及び教授方法	満たしている
4-3. 学修成果の把握・評価	満たしている

【理由】

3 専攻ごとに策定したディプロマ・ポリシーにのっとり単位認定を厳正に行っている。卒業及び学位の授与については学則や学位規程に基づき教授会の議を経ている。

教育課程連携協議会の提言によりカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の見直しを行っている。初年次教育の重要性を鑑み、「新入生入門セミナー」を開講するなど、主体的・能動的に学修する上で必要となる基本的な知識等を養うことを目的とした教養教育の充実を図っている。

複数の科目については教育効果を高めるために授業形態に応じた教授方法の工夫を図っている。

ディプロマ・ポリシーを評価する方法としてアセスメントテストを導入している。入学年度ごとに学修成果の評価を行い、自己の状況を客観的に把握できるように学生個人にフィードバックしている。学修ポートフォリオを活用して成績不振の学生を抽出し、学修サポート制度として個別の助言・指導を行っている。

基準 5. 教員・職員

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	満たしている
5-2. 教員の配置	満たしている
5-3. 教員・職員の研修・職能開発	満たしている
5-4. 研究支援	満たしている

【理由】

学長のリーダーシップを発揮するため、学長を議長とする運営会議を毎月開催するなど権限と責任が明確になっている。

教授会については、一部規則の整備や運用において課題があるものの組織上の位置付けや役割は明確になっている。

外部の構成員を含む教育課程連携協議会を年 2 回開催し、機能している。

職員の採用・配置・昇任については規則を定め適切に運用している。

教員の採用・昇任手続きは、規則を定め運用するとともに、専門職大学設置基準に規定される教員数以上を確保し適切に配置している。

教育内容や方法については教職員、学生からの意見を踏まえ見直しを図っている。職員の資質能力向上は、大学の中期計画において目標を立て計画的に実施し見直しを図っている。

個人研究室、共同研究室の管理運営は適切に行われている。

研究倫理審査委員会規程を設け運用している。研究費や助成金を配分し、外部資金の公

募情報を周知し、研究活動を支援している。

〈改善を要する点〉

○教授会規程第3条第1項第5号及び同項第6号についてその都度運用しているが、学校教育法第93条第2項第3号及び同条第3項に対応した整備ができていないため、改善が必要である。

基準6. 経営・管理と財務

【評価】

基準6を満たしている。

6-1. 経営の規律と誠実性	満たしている
6-2. 理事会の機能	満たしている
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	満たしている
6-4. 財務基盤と収支	満たしている
6-5. 会計	満たしている

【理由】

内部統制システムに関する基本方針は制定されているが、方針に基づき制定されるべき規則の整備が完了していない。ハラスメント、公益通報の窓口として顧問弁護士以外の弁護士に依頼し、相談者に配慮している。

私立学校法に基づき寄附行為で策定が義務付けられた法人の中期計画として5か年の財務計画のみを策定している。

私立学校法改正に伴う評議員、監事の選任は適切に行われており、常勤監事を新たに配置し監査機能の強化を図っている。

直近5か年連続赤字決算となっており、これ以上の内部留保の減少を防ぐための早急な収支改善が必要であるが、組織全体で危機感を共有し理事長のリーダーシップ及び教職員の問題意識に基づく改善に向けた取組みに着手している。

予算管理、会計・決算処理は適正に実施されており、新たに必要となった会計監査人の選任も法令にのっとり適正に行われている。

〈改善を要する点〉

○直近5か年の事業活動収支が赤字であり、定員充足率低下により赤字幅が拡大傾向である点について改善を要する。

〈参考意見〉

○内部統制にかかる重要な規則の整備を早期に完了することが望まれる。

IV 独自基準

基準 A. 地域連携・地域貢献
A-1. 体制の整備と実施状況
A-2. 地域連携・地域貢献

【概評】

地域連携推進委員会を設置し、大学が立地する自治体等との協力・協働体制を構築して地域社会との交流と連携を推進している。「スポーツ・サポート・センター」「ジョブ・サポート・センター」「コミュニケーション・サポート・センター」の三つのサポートセンターを設置し、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻が主体となり、それぞれ地域貢献・社会貢献の活動を行っていることは個性・特色があり、それらの取組みが芽吹いて更に成果を挙げていくことが期待できる。

「地域課題研究 II」の中で、学生が地域社会のさまざまな課題についてのフィールドワークを行っている。学外の関係者や協力者も参加して研究成果発表会を実施して大学の教育研究活動への理解を深めてもらうとともに地域連携の構築につなげている。

